

全国市長会・全国都市職員災害共済会保険事業について

1 全国市長会損害保険 (損害保険制度の概要 別添資料)

(1) 市民総合賠償補償保険

市が行う行政全般を対象とする損害保険。加入内容によって市への損害賠償責任保険と見舞金支払のための補償制度がある。

個人情報漏えい特約 (平成 29 年度創設)

個人情報が漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、市への損害賠償責任保険と対応費用のための補償制度がある。

(2) 学校災害賠償補償保険

日本スポーツ振興センターによる給付の上乗せ保険として設計され、加入内容によって市への損害賠償責任保険と見舞金支払のための補償制度がある。

(3) 予防接種事故賠償補償保険

市が実施する予防接種により被接種者に健康被害等の損害を与えた場合の保険制度として、3つの保険で構成されている。

健診特約 (平成 29 年度創設)

市が実施する健診業務等により損害を与えた場合の損害賠償責任を補償する制度

(4) 公金総合保険

市の管理下において、現金等の公金に発生した事故による損害を補償する制度

(5) 防災・減災費用保険 (平成 29 年度創設)

市が避難勧告等を発令することによって発生する費用を補償（災害救助法の適用を受けた災害を除く。）する保険制度と気象アラートサービスから構成されている。

- 2 全国市長会団体定期保険** (別添資料)
市の弔慰金制度を安定的に運営できる1年定期の団体保険
- 3 全国市長会任意共済制度**
都市職員のための生命保険・医療保険
・任意共済制度 (別添パンフレット)
・退職後継続制度 (別添パンフレット)
- 4 全国市長会個人年金共済制度**
都市職員等のための個人年金
・職員用 (別添パンフレット)
・特別制度 特別職用 (別添パンフレット)
(市長・副市長・教育長・企業管理者等)
- 5 全国都市職員災害共済会 火災共済・自動車共済** (別添パンフレット)
都市職員のための火災共済・自動車共済